

非常変災に対する措置

(1) 暴風警報または特別警報が泉州地域に発令されている場合

①午後4時までに暴風警報または特別警報が解除された場合(午後4時00分現在を含む)は、平常通り授業を行う。

②午後4時を過ぎても解除されない場合は、臨時休校とする。

※泉州地域とは、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町をさす。

※大雨警報だけが発令されている場合、授業は平常通り行う。

(2) 公共の交通機関が非常変災(天災、地震等)により不通の場合

南海本線または JR 阪和線が不通の場合、それを利用する生徒の欠席は公欠扱いとする。

なお、考査期間中にあつては、午後4時を過ぎても南海本線または JR 阪和線のいずれかが不通の場合は、臨時休校とし考査日程を変更する。

※事故等による一時的な不通の場合は、状況により判断する。

(3) 上記のほか、生徒の登下校時等の安全を確保することや教育活動を円滑に実施すること等が困難であると判断される場合、臨時休校にすることがある。